

周産期母子医療センターアクセス支援助成金 (新生児への面会にかかる交通費助成)

むつ市に住所を有する産婦さんが、NICU（新生児特定集中治療）・GCU（新生児治療回復室）に入院中のお子様と面会するために、遠方の総合周産期母子医療センターまたは地域周産期母子医療センターへ通う際に要する交通費及び宿泊費等について助成を行います。

対象になる病院

- ・青森県立中央病院
- ・弘前大学医学部附属病院
- ・国立病院機構弘前総合医療センター
- ・八戸市立市民病院、
- ・むつ総合病院

※病院が所在する市内から通院する交通費は助成の対象外になります。また、むつ総合病院の新生児治療室への面会は対象外です。

- 例) ◎ 里帰り先の大間町からむつ総合病院
◎ 里帰り先の二戸市から八戸市立市民病院
× むつ市内からむつ総合病院
× 里帰り先の青森市から県立中央病院

対象経費

- ①交通費：自家用車、電車、バス、タクシー
有料道路料金、有料駐車場利用金
(自家用車は自宅または宿泊先から距離計算、
タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用
した場合は領収書を保管ください)
- ②宿泊費：待機宿泊等の宿泊代

助成金額

- ◆上限額：1回の分娩につき
上限額100,000円（多胎も1回）



対象者と期間

NICU（新生児特定集中治療室）またはGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児の母親
(出産後最大2ヶ月)

申請に必要なもの

- ①青森県周産期母子医療センターアクセス支援事業助成金申請書（第1号様式）
- ②青森県周産期母子医療センターNICU・GCU面会状況報告書（第2号様式）※病院記入欄有り
- ③むつ市周産期母子医療センターアクセス支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ④交通費に係る領収書（タクシー、有料道路及び有料駐車場を使用した場合）
- ⑤宿泊費に係る領収書
- ⑥通帳など振込先が分かるもの（新生児の母親本人の口座のみ有効）

手続きの流れ

助成の対象者に該当すると思ったら、むつ市役所子育て支援課へお問い合わせください。申請書をお渡しします。
※ホームページからダウンロードすることも可能です。



該当する方は②の報告書を新生児との面会毎に病院に記載してもらい、新生児が退院する際には病院に退院日を記入してもらいます。①の申請書は表面のみ申請者が記載ください。

※①の距離と金額は記載不要です。子育て支援課で計算します。
※②は遡っての記入はできません。必ず面会毎に持参し、記入してもらってください。



上記の申請に必要なものを準備して、むつ市役所子育て支援課の窓口へお越しください。



◆お問い合わせ

むつ市

こどもみらい部子育て支援課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8-1

☎0175-22-1111

(内線3711)

申請の期限

(1) 助成対象期間初日と終了日が同一年度の場合 → 当該年度の3月31日までに申請

(2) 助成対象期間初日と終了日が年度をまたぐ場合 → 初日の属する年度
終了日の属する年度 } それぞれで申請

